

F・ハチスンとA・スミスの説く スペクテイターの概念の比較考察

吉田 杉子

一 問題への導入

近代国家論は通常ホッブズ (T. Hobbes) の『リヴァイアサン』にはじまるとされており、彼は、人間は本来利己的でありそれらを統治するためには強大な外的強制力が必要であると説く。しかし、そこにはひとつの素朴な疑問が置かれる。すなわち、ホッブズの自然法による契約事項は、それに先立って、人間は何を善とみなし何を悪とみなすかという判断がなされている、という点に関してのそれである。人間が社会とは無関係に存在し機械的に生命運動を行なうだけの存在であるとすれば、人間は善悪の価値観あるいは正・不正の判断はもたない。

シャフツベリ (Shaftesbury, A. A. C) はホッブズに対抗するかたちで人間本性を利他的であると説き、人間には道徳感覚と

いう善悪を判断する機能があると言った。近代市民社会においては各個人の自由と独立はどのように確保されるべきかという点は大きな課題である。シャフツベリの道徳感覚説を継承し、それを体系化したハチスン (H. Hutcheson) の道徳論は多くの問題点を残してはいるが、筆者はハチスンは他律的でなく、各個人の内面に道徳原理を確立しようとしたという点に注目し、それについて論じる。アダム・スミス (A. Smith) は必ずしも道徳感覚学派には加えられていないが、私は現在のところシャフツベリ・ハチスンの流れを汲むものと考えている。この論文では、主としてスミスのハチスンからの影響関係をスミスのスペクテイターの概念に着眼しながらみていくが、以下の理由から「スペクテイター」という概念に注目する。

第一に、個人の行為の当否を決めるにあたり「スペクテイター

(spectator)」「すなわち観察者の視点を取り入れるという方法論の背景には、近代市民社会の成立という状況が想定されており、そこにおいて人間の判断の重要性に目がむけられていることに気づく。

第二に、「スペクテイター」という、当事者から一定の距離をもった観察眼の介入により、個人的判断が個人を超えた総合的判断となる可能性をもつものとなる。シャフツペリにおいては人間は道徳感覚によって道徳的価値判断を行なうものであるという主観的判断が論じられていたが、「スペクテイター」の介入により道徳的価値判断に客観的側面が備わることになる。

第三に、「スペクテイター」の機能を考察することは人間がどのような過程を経て結論に到達するかというひとつの様式についての考察であり、そのプロセスの妥当性を検討することもできる。ところで、アダム・スミスの道徳論において「公平な (impartial) スペクテイター」の概念は重要なものであり、ハチソンの直接の教え子であるスミスへのハチソンからの影響は明らかである。しかし、先回りして言えば、スミスはハチソンの説を批判的に吸収したと言える。

本稿において筆者は、グラスゴー大学においてハチソンの直接の教え子であったアダム・スミスのハチソンからの影響関係という点を中心に、ハチソンおよびスミスの倫理学的著作をテキストとし、主としてハチソンとスミスのスペクテイターの概念の感

あるいは感情の位置に注目して考察する。

二 ハチソンの道徳論

ハチソンの著作『美と徳の観念の起源に関する研究』(An Inquiry into the Original of our Ideas of Beauty and Virtue, 1725) は二つの論文からなる。第一論文は美学論文であり第二論文の内容は道徳哲学である。第一論文においてハチソンは人間の美に対する固有な器官の存在を主張し、これを通常普通感覚の名で通っている能力からは区別して「内部の感覚」(inner sense)と呼んでいる。彼は、「私たちは最初に美に打たれる」として美の自立性を説き、その根拠として、美の享受は直接的でありそこにかなる媒介も存在し得ないことをあげている。彼は、その根拠としてわたしたち自身のどんな決心も有利不利のどんな予想も対象の美醜を変えることはできないということを指摘する。ハチソンによれば人間は対象となるものの性質について何らの知識をもたなくても、対象から直接的に美的快感をえることができるように規定されているのである。^[1]

ハチソンにおける道徳的価値判断は、行為に対して是認 (approval) し得るか否か (disapproval) という点に求められ、これは美的快感を得られるか否かという判断に平行するものとして説かれている。ハチソンは、道徳的価値判断は「素早い監視者と執拗な請願者」によって行なわれるとしている。この「スペクテ

「イター」の是認あるいは否認によって道徳的価値判断がなされるのであるが、ハチスンにおいてそれは美的快感が得られるか否かという感覚のないし心理的反応と同質的な直接的作用によるものとし、「仁愛が是認の唯一の根拠である」という曖昧な論述をしている。

ハチスンの道徳論においてスペクテイターについてのまとまった記述はみられないが、ハチスンの説く是認および否認の概念は一定のスペクテイターを前提とするものである。これはシャフツペリにおいては取り上げられなかった点であり、ラファエロはシャフツペリからハチスンへと継承される過程においてスペクテイターという概念が見出されたことを指摘している。⁽²⁾

以上からハチスンのスペクテイターの概念を総括すると、最終的にハチスンのスペクテイターは、個人の内的感覚に根ざすものとどまり、主観的判断の域をでないものとなる。ちなみにこのようなハチスン説はカントの著書『実践理性批判』のなかで、誤った実質的道徳原理の六種類のなかに入れられており、カントはハチスンの道徳感情の説をそのうちの主観的内的原理に属するものとみなしている。⁽³⁾ また、後述するが、スマスはハチスンの説を著書『道徳感情論』のなかで正面から批判している。

ハチスン自身が意識的にスペクテイターの概念を論じたのではないのでハチスンのスペクテイター論を体系的に述べることは大きな制限のもとに置かれるが、シャフツペリの道徳感情説を継承

し、人間の感情のなかに社会性を見出し、さらにそこにスペクテイターの眼の導入を予想させたという点でハチスン説は重要である。すなわち、ホップズにおいては他律的道徳原理の設定にとどまっていたものがハチスンは人間の内部にそれを見出したという点で自律的道徳原理の設定を方向づけた。

次にスマスについて述べる。

三 スミス「公平なスペクテイター」について

スマスは、一七三七年に一四歳でグラスゴー大学に入学しハチスンの「道徳哲学」の講義を聴講するが、ラテン語でなく自国語で講義をし、経済的自由の思想を説き、自然神学の立場で新しい時代の神の概念について説いた敬愛するハチスンから大きな影響をうけたが、スマスは彼の著書『道徳感情論』のなかで美德が仁愛にのみ存すると主張するハチスンの論を批判している。⁽⁴⁾ ここでスマスの「公平なスペクテイター (the impartial spectator)」についての考察を行ないながらスマスの道徳論について考える。『道徳感情論』が大きな反響を呼んだのは「公平なスペクテイター」という概念によって、人間の利己的な行動や利他的な感情の発動の「適正さ」をもとめようとしたことにある。ひとつの行為が、利己的感情に依拠するものであると思われても、それが「公平なスペクテイター」による是認を得られるのであればそれは

道徳的には認められる行為となる。ここにおいて当初利己的感情とされてきたものは自己以外の人間に利益をもたらすものであると考えられ、それは広義の意味における利他心すなわち自己以外の人間への利益をもたらすものとなり得るといえる。スマイスが人間の利己心すなわち自愛心に由来する行動もまた「公平なスペクテーター」の是認を得るべきはすのことであり、むしろそれによってこそ社会はその活発な運動を維持し得ると言っているのはこの意味においてである。そしてこの点は、資本主義を背景とした近代市民社会の特質をうっしだしたものである。

この著作の初版は一七五九年であり、以後一七九〇年の第六版まで版を重ねており、「公平なスペクテーター」の捉え方には変更がみられる。

当初スマイスは良心は社会的是認および否認によって築かれるものであるとし、人間はこの世における神の代理人であり、人類相互の行為を監視するものであるとみなした。初版において、スマイスは道徳的価値判断には正確な基準があることを明らかにしていた。その際、スマイスは裁くものを「スペクテーター」の「共感 (sympathy)」による判断であるとは記述せず、「人類」あるいは「仲間」のそれであるとしていた。しかし、初版出版直後にギルバート・エリオット卿に、一般の意見がかならずしも良心と一致しない場合はどうなるのかと指摘された。第二版における公平なスペクテーターの概念は、根本的にはエリオットの異論によるも

のである。

また、一七六二年のカラー事件は、スマイスに世論への不信をつのらせた。スマイスはこの経験もふまえて社会一般の判断の捉え方を変え、道徳的判断の基準を「胸の内なる同居人、理論的人間、人類の代表者、神の代理人」と呼び、そこにおいてスマイスは、道徳的価値判断において公平無私な観察者となること、そして事態の解明にあたっては想像力 (imagination) が世論より重要性をもつものとなることを主張した。このような経過を経て道徳的価値判断は「想像上の立場の交換」によって当事者のおかれた状況に身を置き、そのうえで公平なスペクテーターが共感し得るか否かに求められるというものに仕立て上げられることになる。

以上、スマイスの「公平なスペクテーター」の概念成立の過程を記述してきたが、以下において第六版に記述されているスマイスの「公平なスペクテーター」の概念を述べたうえでスマイスがスペクテーターという概念を持ち出した意図について考える。

第六版においてスマイスは道徳的価値判断を行なう際の判断過程を法廷になぞらえ「現実のスペクテーター (real spectator)」、「理想的なスペクテーター (ideal spectator)」、「公平なスペクテーター」の三つの段階に分けている。

第一段階は現実における他人の観察的な眼であるが、人間は多く貪欲であり利己的な受動的感情を有し、その判断は時として公平さに欠けるといふ制限をもつ。第二段階の判断は「事情に精通

した胸中に潜む彼らの偉大なる裁判官であり調停者」であり、この段階で裁くものが裁かれるものとなるとき現実のスペクテイターのもつ制限を克服する。しかし、スマイスはさらに上級の法廷に「公平なスペクテイター」の判断を据える。これは第二段階の理念的スペクテイターに等しい視点すなわちそれは利害関係のない中立性と判定の公明正大さをもつが、ここにおける判断の絶対性を主張せず、ここから再び第一段階の判断を顧慮させることが特長的である。すなわち「公平なスペクテイター」は「無知な弱い人間の判断に驚かさされ惑わされて苦しむ場合にはそれは生身の人間との繋がりを回復し彼の素性における神聖な面よりも人間的な面にふさわしく行動する」⁽⁵⁾ことがあると記述する。スマイスは、自らの良心の拠り所を頑なに固守しないで、現実の社会の中で地道に自己の正当性を主張する事を道徳的な姿勢であると述べているのである。

以上スマイスの「スペクテイター」概念について述べてきたが、スマイスにおいて「スペクテイター」とは何を意味するのかについてはおおむね以下のように総括できる。

第一に、平凡な他者は完全に公平無私な立場に立った道徳的判斷をなしえない存在であるのに対し、スペクテイターは行為者とは隔たった客観者の位置に置かれるものであり、ひとつの行為を冷静かつ多角的に分析し得る可能性が強い。スマイスがスペクテイターの概念を呈することによって示そうとしたことのひとつは行

為がある一定の隔たりをもって観察することの重要性である。そして、このようなスペクテイターに公平さを要求したのは、スペクテイターが行為者に可能な限り接近しての価値判断を期待したことに由来する。しかし、同時にスペクテイターとは生身の人間の諸性質を有しており、その判断に完全性を期待することはできない。スペクテイターは機械的な判断機能ではなく、その根源的な機能は生身の人間の価値判断に基礎を置くものであり、判断は絶対的指針となるものではない。そのような視点を含ませることがスペクテイターの概念確立の狙いとしてあったと考えられる。

四 公平なスペクテイターにおける感情のはたらき

スマイスは『道徳感情論』のなかでハチスンの説を正面から批判しているが、スマイスのスペクテイター概念において感情つまり主観的判斷を完全に切り捨てていないという点を窺うことができるという点が重要である。以下、スマイスのハチスン批判を述べ、その後にはハチスンからの批判的吸収点を述べる。

スマイスは『道徳感情論』のなかで、複雑に絡み合った事情のもとにおける道徳的価値判断は感覚によってなし得ないとし、道徳感覚は対象の性質を受動的に伝達する機能にすぎず、そこに評価作用は見出されないと述べ、ハチスンの説を批判している。

しかし、一方でスマイスは、正邪の最初の感覚が理性によって引

き出されるものではないと記述し、それを直ちに受け取るのは直接的感覚あるいは感情であるとしている。美德であるか否かの最終判断は直接的感覚によってなされるものであり、彼は、われわれを美德に引きつけさせ悪徳をとおざけようとするものは理性ではなく直接的な感覚あるいは感情であると述べる。スマスは、感情あるいは感覚による判断を否定するが以下のように述べ、その関与をみつめている。

「人間は、自分自身を自然のあらゆる他の部分から分離され、孤立しているとはみなさない。彼が自分を観察するときには人間の性質と世界の、偉大なる精神 (the great genius of human nature, and of the world) が彼を眺めると想像される見方を採用する。彼はいわばそのような神聖なる存在の感情 (the sentiments of that divine Being) に移入し、自分自身を巨大にして無限の体系の一原子ないし一分子とみなし、それは全体の便宜にたがって処理されねばならず、また当然そのようにしてこれを処理すべきものであると考へる」⁽⁹⁾

ここにおける「全体の便宜にしたがう処理」とは後述するスマスの「共感」概念によって方向づけられると考えられ、その基盤には善悪とは全体との対応関係によって決定するという基本的考へ方が置かれている。⁽⁹⁾

このような論述は、人間が理性的判断を行なうということのな

かには感覚的要素が含まれていることを示唆している。スマスはハチスンの道徳感覚による判断を否定しているが、別の側面からハチスンの論を汲み取ったという点で単なる理性主義とは一線を画している。

ところで、スマスの共感概念は重要であるが、彼の「公平なスペクテイター」は共感倫理の社会的客観化と理念化をめざしたものである。濱田論文では「共感とは市民社会における諸個人間にはたらく生きた感情」⁽¹⁰⁾であると記述されており、カッシーラーは、ホップズの残した問題を逃れるためには、「人間は、自然の共感 (natural sympathy) の何らかのかたちへと立ち戻りそれを根本的な最初の前提とし、その上に慣習的社会的、法的なあらゆる秩序を基礎づける必要がある」と言っている。⁽¹¹⁾

ハチスンはシャフツペリの道徳感覚説を継承し体系化したと考えられるが、シャフツペリが道徳感覚説を打ち出したことについてカッシーラーは「シャフツペリが問題としているのは、単なる契約に基づくものではない人間をその根源においてひとつに結び合わせている繋がりを直観的に認識することである」⁽¹²⁾と述べている。ハチスン、およびスマスのスペクテイターの概念はカッシーラーの言う「人間を根源において結びつけているひとつに結び合わせている繋がり」を認識するためのひとつの方法論であるといえるのではないか。シャフツペリはその認識方法を人間の感覚を通して直接的に受け取るものであるとしたが、ハチスンを介し

らにスマイスに至って人間がより接近した位置でそれを認識する」とができる位置に到達したと筆者は考えている。すなわち、スマイスにおいて感覚的判断は否定されたが、理性的判断を基盤とする公平なスペクテイターの注視のもとでそれが「共感」を抱きえるか否かという過程を設定することでスマイスはシャフツペリの道徳感覚をより公共性もつものに引き上げたと考えることができぬ。

- (1) Hutcheson, Francis: *An Inquiry into the Original of our Ideas of Beauty and Virtue*, 4th ed., Corrected, London, 1738
Reprinted in 1969 by Gregg International Publishers Limited Westmead England, pp.15-16.
- (2) Raphael, D. D., *The Impartial Spectator, Essays on Adam Smith*, ed. by A. S. Skinner and T. Wilson, Clarendon Press, Oxford 1975, p.86.
- (3) Kant, Immanuel: *Kritik der praktischen Vernunft, Herausgegeben von Karl Vorländer*, 8. Auflage, 1921, p.46.
- (4) Smith, Adam: *The Theory of Moral Sentiments*, 1790 (6th ed.), pp.321-322.
- (5) Smith, *ibid.*, p.326.
- (6) Smith, *ibid.*, p.153.
- (7) Smith, *ibid.*, p.236.
- (8) Smith, *ibid.*, p.163.
- (9) この点はシャフツペリからの継承点である。
- (10) 濱田義文「イギリス市民社会の倫理」日本倫理学会編、慶應通信、一九九一年、二〇六頁。
- (11) Cassirer, E. *The Platonic Renaissance in England*, translated by James P. P., University of Texas Austin, 1953, p.166.
- (12) Cassirer, *ibid.*, p.166.
(よしだ・すきん) 倫理学、お茶の水女子大学大学院